第六次東松山市総合計画等策定支援業務 プロポーザル基本方針

1 業務概要

(1) 件名

第六次東松山市総合計画等策定支援業務

(2)業務の目的

本業務は、令和7年度に計画期間の終期を迎える「第五次東松山市総合計画」におけるまちづくりの成果や東松山市(以下「本市」という。)の現状、時代の潮流等を反映しつつ、令和8年度を始期とする「第六次東松山市総合計画」(以下「本計画」という。)の円滑な策定を支援することを目的とする。

(3)業務内容

- ① 基礎調査に関すること
- ② 会議等の運営支援に関すること
- ③ 基本構想・基本計画の策定支援及び人口ビジョンの策定に関すること
- ④ 印刷製本等に関すること
- ⑤ その他、①から④までの業務の遂行に必要な業務に関すること

(4)業務期間

契約締結日から令和8年3月15日まで

なお、業務開始までの準備等に係る費用等は受注者が負担するものとする。

(5) 提案上限額

20,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2 プロポーザル方式採用の具体的な理由及び期待できる効果

地方自治体の総合計画については、2011年(平成23年)の地方自治法の改正により策定義務はなくなったものの、本市では総合計画を「市のまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画からなる最上位の計画」と位置づけ、引き続き総合計画

に基づいて施策を展開していくこととしている。

平成28年度を始期とする第五次東松山市総合計画では、「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち」を将来像に掲げ、「観光振興」「産業振興」「子育て支援」「防災・減災対策の推進」「地域福祉の充実」を重点的に取り組むべき課題に位置付けて施策を展開し、2017年(平成29年)、2022年(令和4年)、2023年(令和5年)に東洋経済新報社が発表する「住みよさランキング」において埼玉県内第1位に選出され、目標に掲げた将来像に近づくことができた。

しかしながら、昨今の物価高騰等を背景とする経済の不安定化や少子高齢化の進行、 社会保障関連経費の増大や老朽化する公共施設等への対応など、大きな課題が山積する 中で、基礎自治体においても結果を伴う施策の展開がますます求められる時代を迎えて いる。

本計画の策定にあたっては、本市が抱える課題や市民ニーズ等を的確に把握・抽出するための基礎調査の実施やそれらを踏まえた施策の立案が重要であり、本計画の策定を支援する本業務では、価格だけでは判断できない企画力・専門性・技術力などの要素が必要となり、本業務の遂行に最も適した契約候補者を選定するためには価格以外の要素も含めて総合的に判断することのできるプロポーザル方式が適していると考える。また、これにより、本市の特色が反映された総合計画の策定につながることを期待するものである。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

広くプロポーザルへの参加を募集し、当該募集に応募があった者のうちから当該プロポーザルへの参加資格要件を満たす者により実施する。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満た す者でなければならない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しな い者であること。
- イ 本プロポーザルの募集開始日から契約候補者の決定までの間において、東松山市 契約に係る入札参加等の措置要綱(平成28年4月1日制定)に基づく入札参加

停止の措置を受けていない者であること。

- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがな されている者(更生手続き開始決定を受けている者を除く。)でないこと。
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがな されている者(再生手続き開始決定を受けている者を除く。)でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団でないこと、又は、その利益となる活動を行っていないこと。
- カ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ※ 本業務のプロポーザルは、東松山市競争入札参加資格を有するものが少なく、競争 入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要があるため、競争入札参加資 格の有無は問わない。
- ※ 東松山市物品等入札参加資格審査に準じた書類提出による審査を行う。

5 審査概要

(1)審査委員会

「第六次東松山市総合計画等策定支援業務候補者選定委員会」を設置する。

(2) 委員構成

選定委員長 政策財政部長

選定委員 政策財政部次長、都市計画部次長、財政課長、政策推進課長、 政策推進課活性化戦略室長

(3)審査方法

- ① 参加資格を満たす者の中から、審査基準に基づき、提案内容等の提出書類の審査と、提案者のプレゼンテーションによる提案内容及びヒアリング等の内容を審査し、契約候補者を特定する。
- ② 審査項目・採点方法 別紙「評価基準」によるものとする。
- ③ 価格に関する詳細基準 別紙「評価基準」の項目⑪の価格に関する評価は、見積金額を委託限度額で除

した按分率により、次の基準に基づき採点する。

(計算式)

見積金額÷委託限度額(20,900,000円)= 按分率 (価格の詳細基準)

按分率	得点
0.84以下	5
0.85以上0.88以下	4
0.89以上0.92以下	3
0.93以上0.96以下	2
0.97以上1.00以下	1
1.00 超	失格

6 日程

期日等	内容
令和6年3月26日(火)	実施要項等の掲示 (ホームーページ)
令和6年4月17日(水)午後5時まで	質問書の提出期限 (電子メール)
令和6年4月23日(火)	質問書の回答 (ホームページ)
令和6年5月10日(金)午後5時まで	参加申込の期限 (書類の提出期限)
令和6年5月15日(水)	プレゼンテーションに係る通知
	(電子メール)
令和6年5月28日(火)	プレゼンテーションの実施
令和6年6月下旬	契約候補者の決定及び結果通知
令和6年7月上旬	契約候補者との協議・契約